

第2章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の現状

1 ごみの排出量の推移

(1) 総ごみ排出量の推移

総ごみ排出量とは、計画収集、自己搬入及び集団資源回収により集められた可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源といった家庭ごみのほか、事業系ごみ、撤去された不法投棄のごみなどのその他のごみの合計を指します。

なお、本計画では、その他のごみの量は家庭ごみの量に含めています。ただし、潜在ごみについては、市が量を把握できないことから含んでおらず、総ごみ排出量にも計上していません。

人口は、平成21年度に17万人を超えてピークを迎え、その後は減少傾向が続いています。総ごみ排出量は、平成26年度以降減少傾向で推移しています。

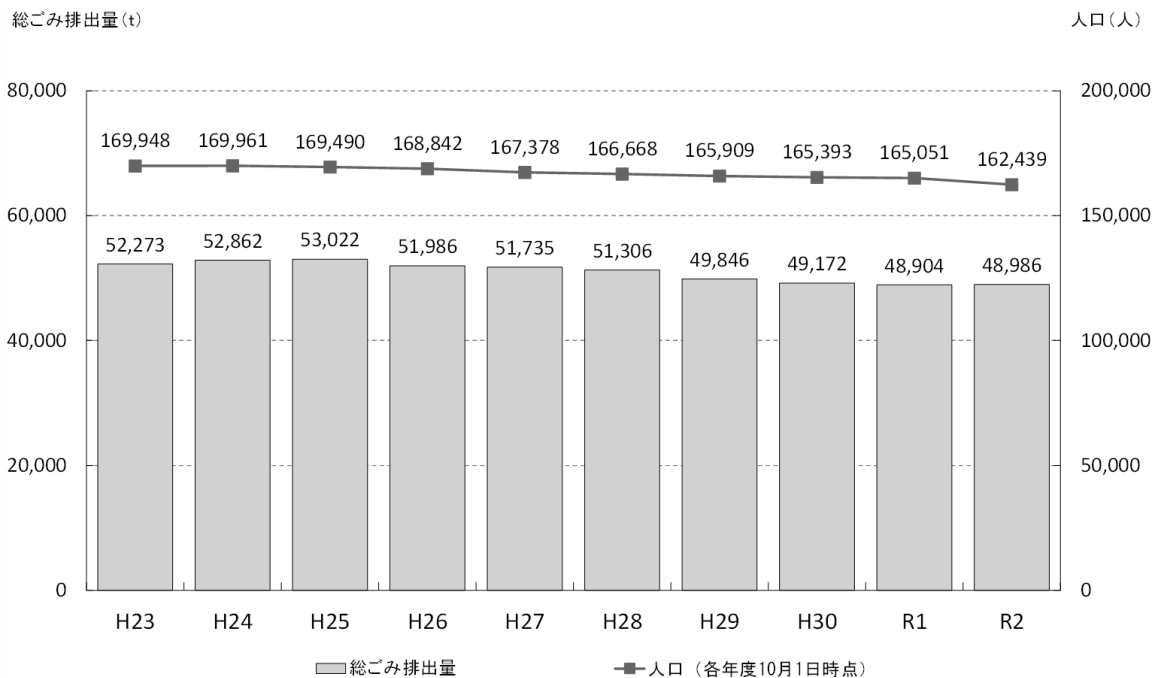


図5 総ごみ排出量及び人口の推移

(2) 市民一人1日当たりの総ごみ排出量の推移

市民一人1日当たりの総ごみ排出量とは、総ごみ排出量を人口及び365日で除して算出したものです。

市民一人1日当たりの総ごみ排出量は平成28年度以降減少傾向で推移していましたが、令和2年度は増加に転じました。

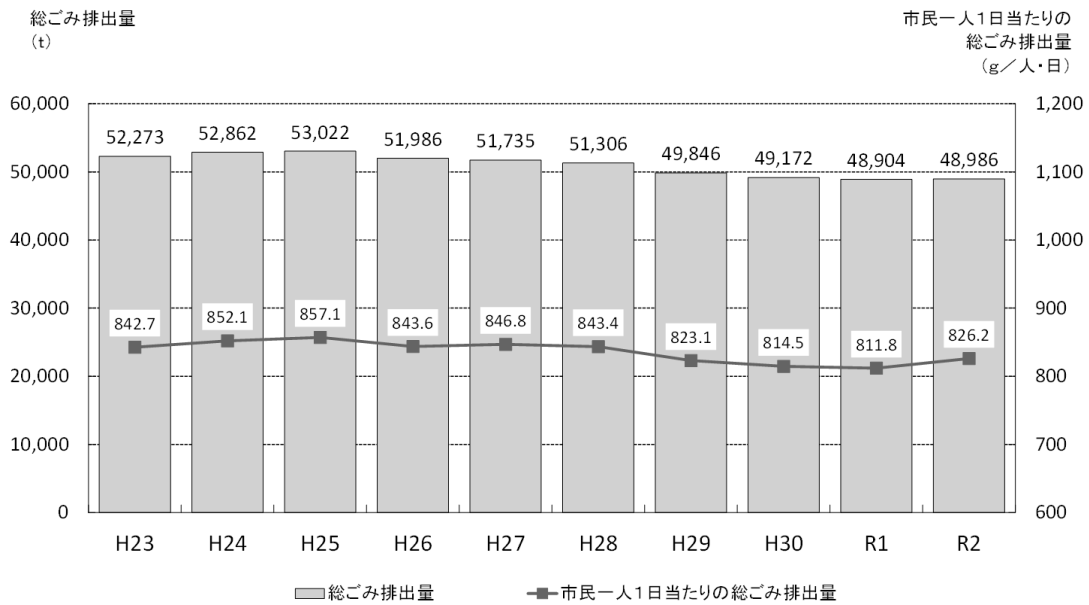


図6 総ごみ排出量の推移

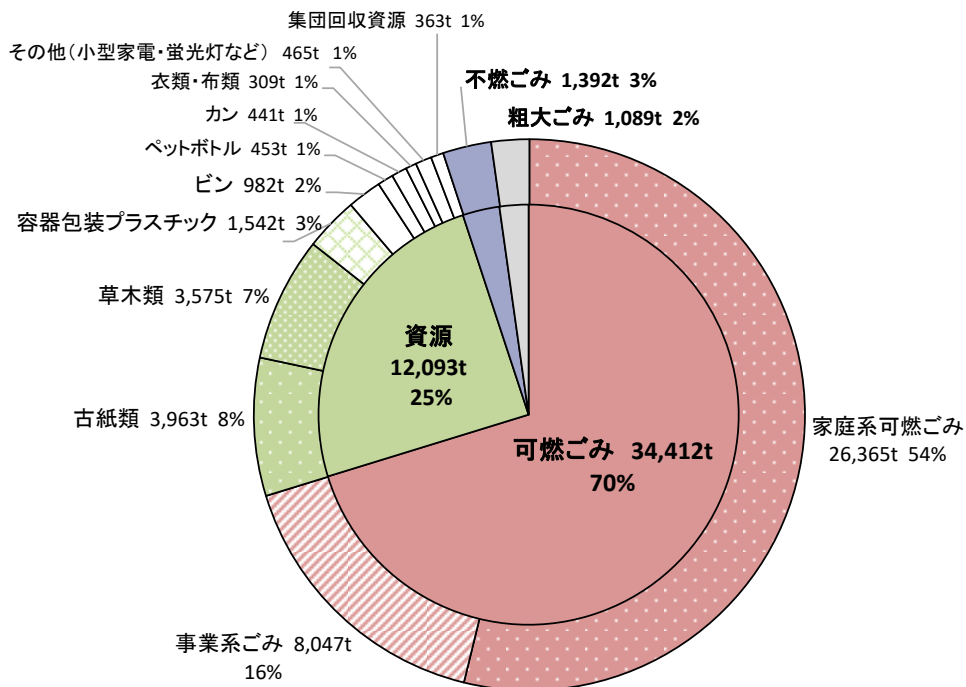


図7 総ごみ排出量の内訳 (令和2年度実績 48,986 t)

(3) 家庭ごみ及び事業系ごみ排出量の推移

平成 19 年度以降、家庭ごみは排出抑制が図られ減少傾向にありますが、事業系ごみは平成 24 年度以降横ばいとなっています。

なお、令和 2 年度はコロナ禍にあつて、排出量に変化が生じました。在宅時間が長くなり、自宅の片づけやテイクアウトの利用が増えたことなどに伴って家庭ごみが増加した一方で、時短営業や営業自粛などの影響により事業系ごみが減少しました。

これにより、総ごみ排出量は令和元年度と比べ約 80 t 増えたものの、可燃ごみとしては約 3 万 4, 400 t となり、令和元年度と比べ約 400 t 減少しました。

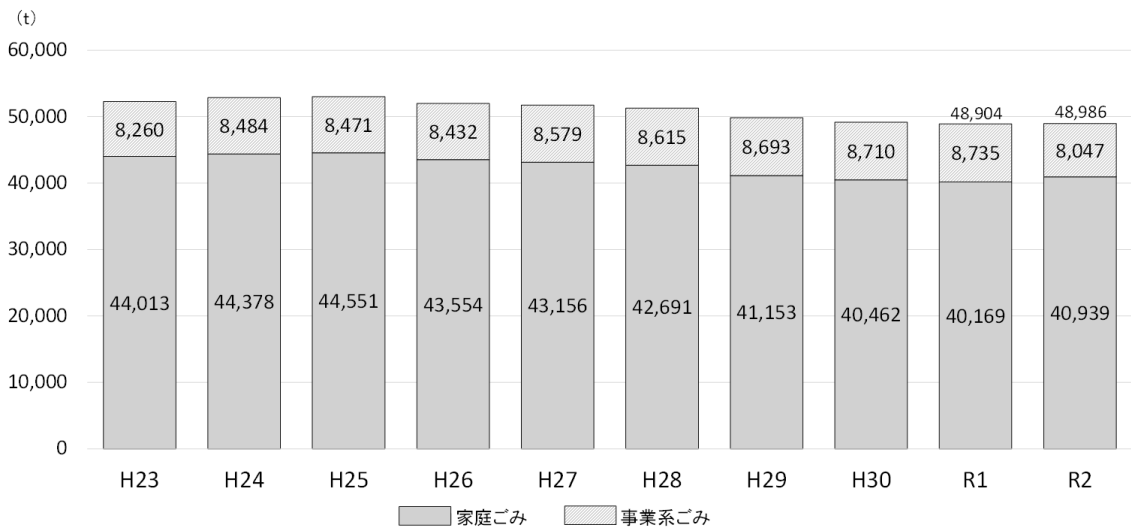


図 8 家庭ごみ（可燃、不燃、粗大ごみ及び資源）及び事業系ごみの排出量の推移

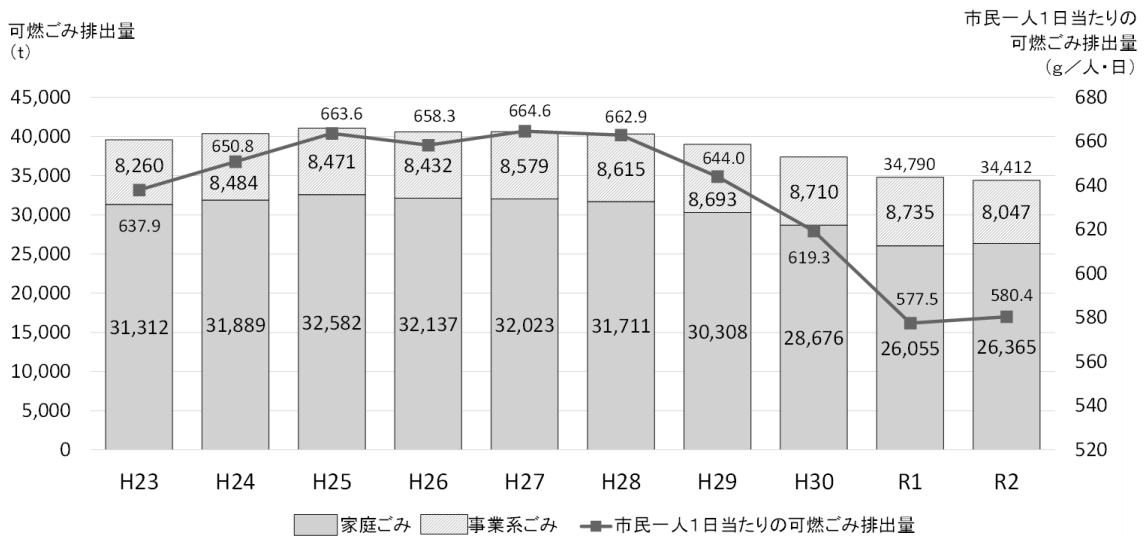


図 9 可燃ごみ排出量の推移

(4) 資源の排出量の推移

資源の排出量は平成 29 年度まで減少傾向にありましたが、平成 29 年 10 月に古紙類の品目を追加して出し方を簡素化したこと、令和元年度から市内全域で草木類の分別収集を開始したこと、市民による分別が徹底されたことなどから、平成 30 年度以降増加傾向となっています。

品目別で近年増加傾向となっているのは、ペットボトル（平成 28 年度以降増加）、容器包装プラスチック、衣類・布類（いずれも平成 29 年度以降増加）、草木類（令和元年度の分別収集開始以降増加）です。長期的に減少傾向だったカン、ビン及び古紙類については、カンは令和元年度から、ビンは令和 2 年度に増加に転じており、古紙類は平成 30 年度以降横ばいとなっています。

また、蛍光灯など（蛍光灯、乾電池、リチウムコイン電池、使用済みスプレー缶、水銀式の体温計・血圧計及び使用済み使い捨てライター）は、年度によりばらつきがあるものの横ばいとなっています。

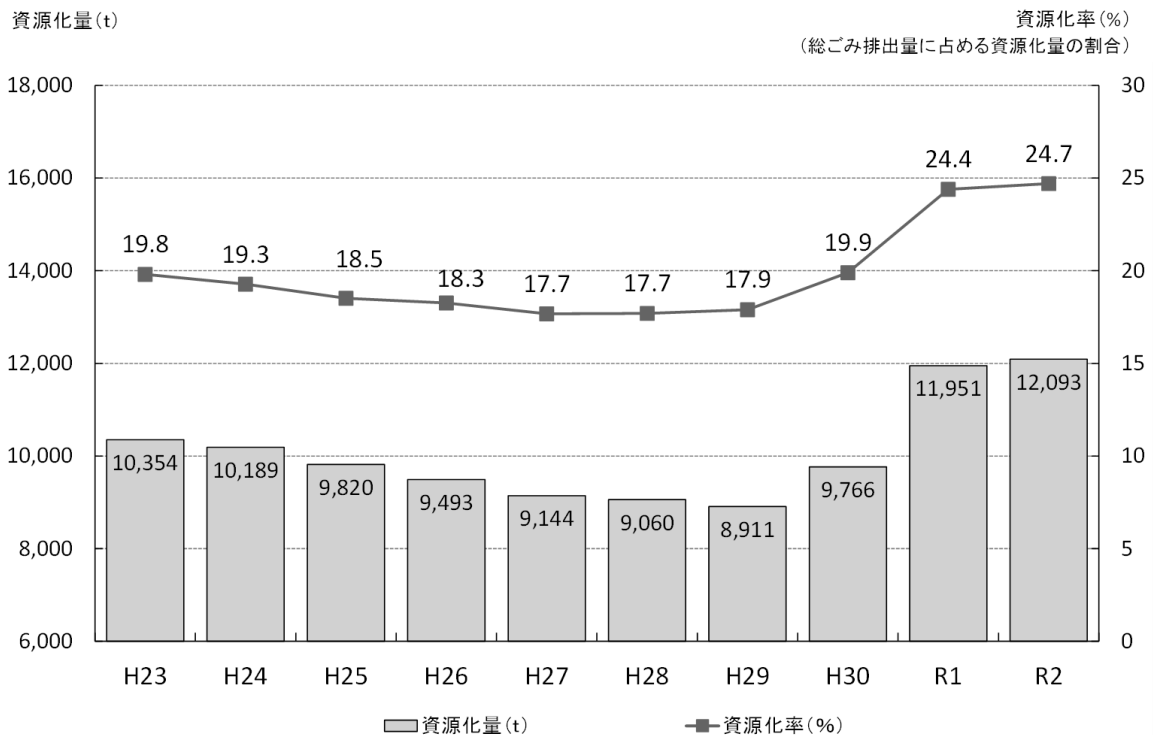


図 10 資源の排出量（資源化量）の推移

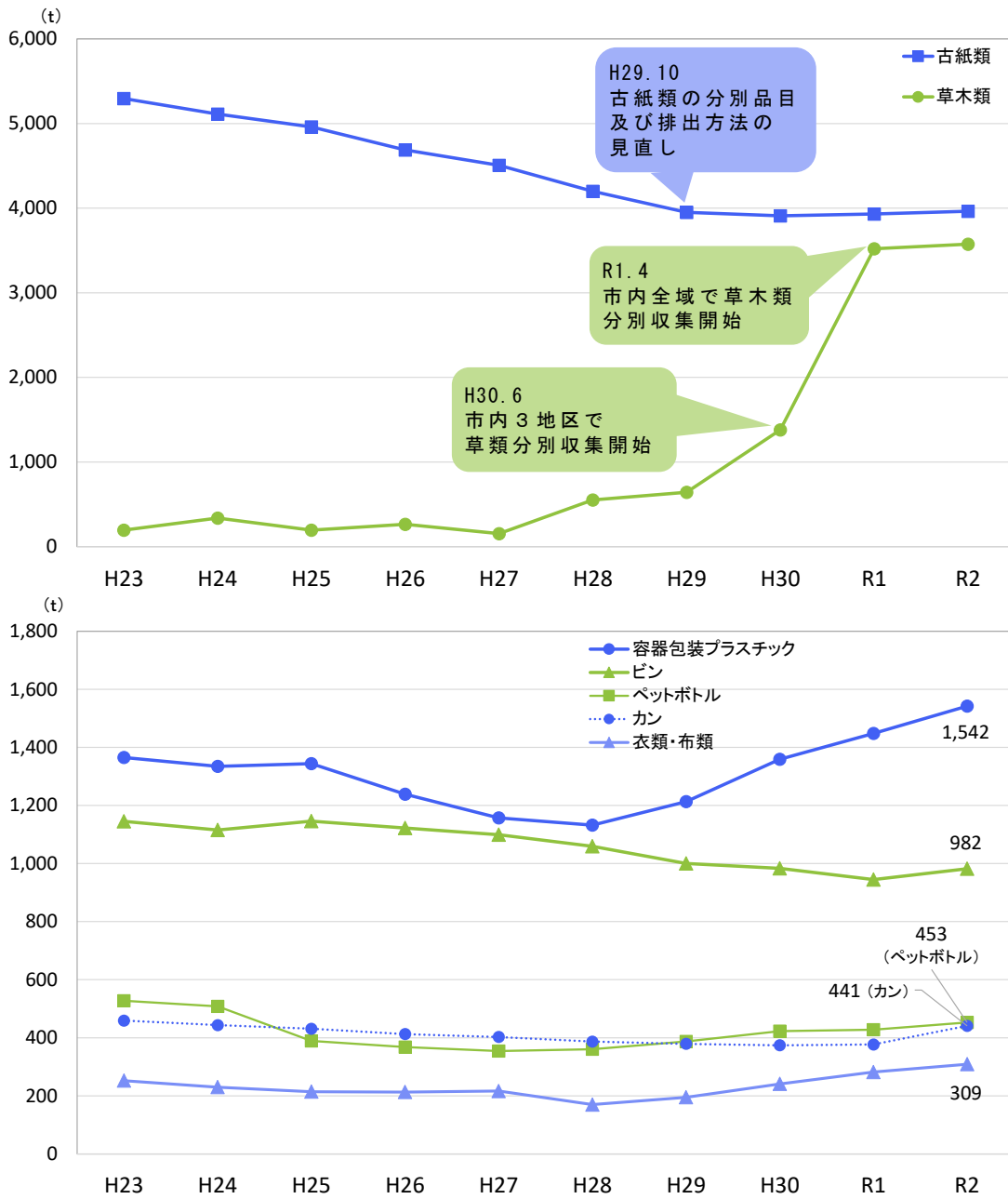


図 11 収集資源（品目別）の推移

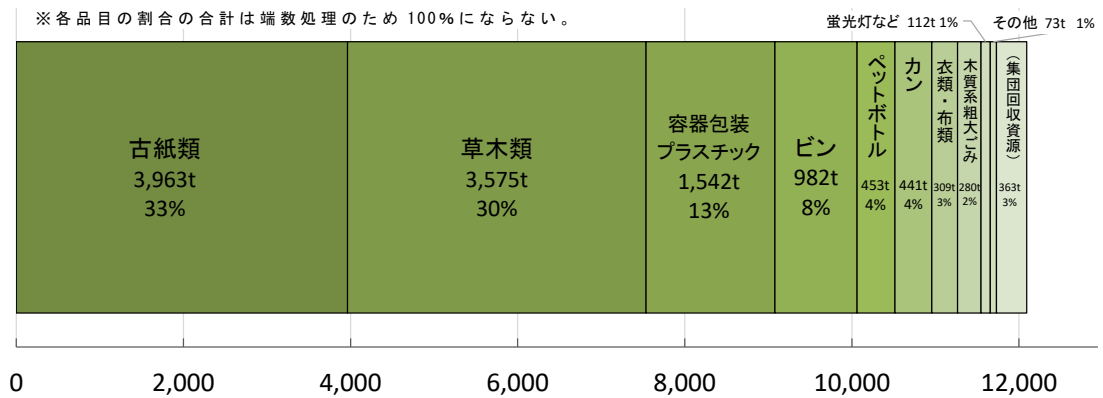


図 12 資源の内訳（令和2年度実績 12,093 t）

(5) 他都市との比較

本市と人口規模が同程度の都市（人口が10～20万人規模の都市約150都市）のごみ量等の比較を行いました。

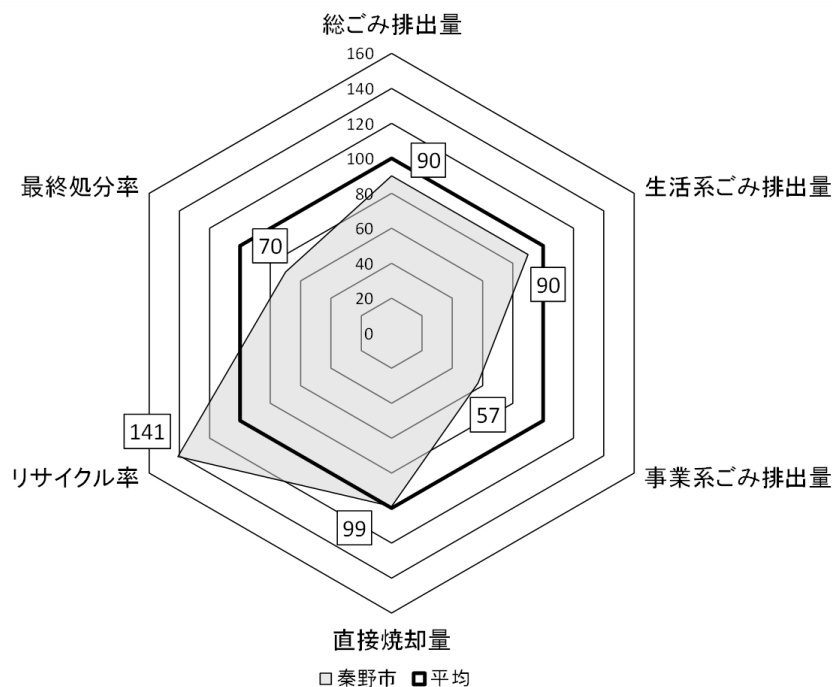


図13 他都市との比較結果

※1 同規模都市（人口10～20万人規模の約150都市）の平均値を「100」とする

※2 総ごみ排出量、生活系ごみ排出量、事業系ごみ排出量及び直接焼却量は原単位(g/人・日)を比較

※3 データは環境省「一般廃棄物処理実態調査(R1)」を使用

- ・ 総ごみ排出量：ごみと資源の総排出量
家庭ごみ（計画収集＋自己搬入＋集団回収）＋事業系ごみの排出量の合計
- ・ 生活系ごみ排出量：家庭から排出されたごみの量（資源除く）
- ・ 事業系ごみ排出量：事業活動に伴って発生したごみのうち、一般廃棄物の量
- ・ 直接焼却量：資源化されず直接焼却施設へ搬入されるごみの量
- ・ リサイクル率：総ごみ排出量に占める総資源化量（秦野市伊勢原市環境衛生組合における資源化量含む）の割合
- ・ 最終処分率：総ごみ排出量に占める最終処分した量の割合

【グラフの見方】

本市と人口が同規模の都市の平均値を「100」とし、本市の数値（平均から見てどの程度か）は「□」の中に示しています。

例えば、本市の総ごみ排出量（原単位）は、「90」となっています。これは、平均よりも10%程度少ないことを示しています。

リサイクル率は高いほど良好、他の項目は低いほど良好な状態を示します。

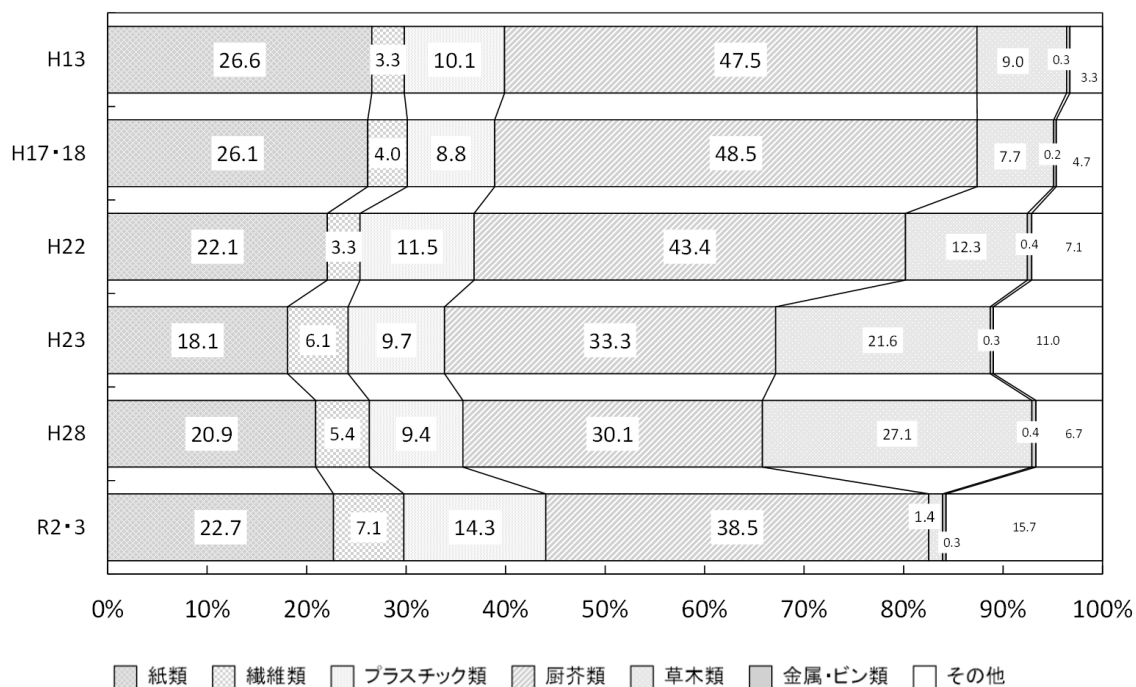
【比較結果】

総ごみ排出量、生活系ごみ排出量及び直接焼却量は、他の自治体と同程度となっています。一方、リサイクル率は他の自治体よりも大きく、事業系ごみ排出量や最終処分率は、他の自治体と比較しても小さくなっていることが分かります。

2 ごみの組成割合の推移

家庭から排出される可燃ごみの組成割合は、次のとおりです。

平成 28 年度の調査では生ごみなどの厨芥類が最も多く、草木類、紙類が続いていましたが、草木類の分別収集開始後の令和 2 年度及び 3 年度の調査においては、厨芥類、紙類、プラスチック類の順となっています。



※各年度の内訳の合計は、端数処理のため必ずしも 100% となりません。

図 14 家庭系可燃ごみ組成割合の推移

3 ごみ処理経費の推移

ごみの処理には、収集運搬経費（ごみ及び資源を収集運搬する経費）と処理処分経費（ごみの焼却及び資源の中間処理等に係る経費）があり、令和2年度は合わせて年間約19億5,300万円、市民一人当たり約1万2,000円がかかっています。

近年は収集運搬経費、処理処分経費ともに増加傾向が続いています。

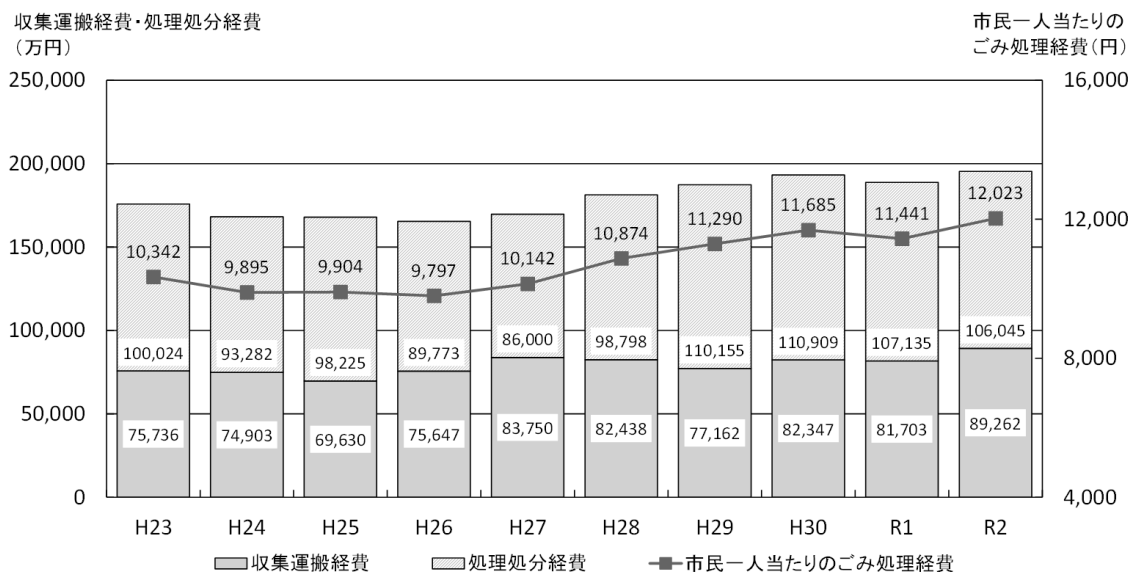


図15 ごみ処理経費の推移

4 ごみ処理における地球温暖化対策の取組

本市では、総ごみ排出量や可燃ごみ排出量の減量を図ることで、また、容器包装プラスチック、ペットボトルなどの分別収集、資源化によりプラスチック類の焼却量を減量することで、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量の削減に寄与しています。

ごみの収集運搬には温室効果ガスが発生します。そのため、環境への配慮として、市が保有する10台の収集車両はすべて低公害車であるハイブリット車を導入しています（令和4年2月1日現在）。

さらに、ごみを焼却処理する際にも、温室効果ガスである二酸化炭素が発生します。はだのクリーンセンターでは、秦野市伊勢原市環境衛生組合において公害防止を徹底するとともに、ごみの焼却に伴い発生する熱エネルギーを回収して発電するほか、隣接する本市の公共施設で余熱を利用することで、カーボンニュートラル※の実現に貢献しています。※温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を目指すこと

5 主なごみの減量・資源化施策の状況

ごみの減量及び資源化を推進するため、さまざまな施策を展開しています。

(1) 8 分別 24 品目の分別収集

ごみの減量と資源の有効活用を図るため、平成 11 年度から 6 分別 19 品目の分別収集を開始し、平成 19 年度から剪定枝、平成 23 年度から廃食用油の分別収集、そして、平成 25 年度から小型家電の拠点回収を実施しています。さらに、平成 30 年度に草類の分別収集を市内 3 地区で開始し、平成 31 年 4 月からは市内全域に拡大するとともに、剪定枝の収集と統合して「草木類」とし、8 分別 24 品目の効率的な収集に努めています。

表 1 ごみと資源の分別区分（令和 4 年 3 月時点）

分別区分		品目
1 可燃ごみ		① 可燃ごみ (生ごみ、資源物にならない紙や布、容器包装以外のプラスチック製品など)
2 不燃ごみ		② 不燃ごみ
3 粗大ごみ		③ 粗大ごみ (1 辺の長さが 50cm 以上かつ 2 m 以下、重さが 100kg 以下の家具、家電など)
4 容器包装プラスチック・ペットボトル		④ 容器包装プラスチック ⑤ ペットボトル
5 資源物	古紙類	⑥ 新聞 ⑦ 雑誌類 ⑧ 段ボール ⑨ 牛乳等紙パック ⑩ その他紙
	衣類・布類	⑪ 衣類・布類
	カン	⑫ カン
	ビン	⑬ 透明 ⑭ 茶色 ⑮ その他
	廃食用油	⑯ 廃食用油
6 蛍光灯など		⑰ 蛍光灯 ⑱ 乾電池 ⑲ リチウムコイン電池 ⑳ 使用済みスプレー缶 ㉑ 水銀式の体温計・血圧計 ㉒ 使用済み使い捨てライター
7 小型家電		㉓ 小型家電
8 草木類		㉔ 草木類

(2) さまざまな啓発活動の展開

ア 分別ルールの周知

市民に対し、ごみと資源の分別徹底を促すため、ごみと資源の分け方・出し方ガイド（以下「分別ガイド」）及びごみと資源の分別カレンダー（以下「分別カレンダー」）を作成し、公共施設で配布するほか、自治会や共同住宅の管理会社等を通じて各戸へ配布しています。さらに転入者に対しては、転入届の手続を行う際に担当窓口で配付しています。

また、ホームページ、5か国語に対応したごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」（以下「分別アプリ」）、市公式LINEアカウントによりごみと資源の分け方・出し方を周知しています。

分別アプリダウンロード



市公式LINEアカウント登録



イ 広報特集号・ごみ減量通信の発行及び啓発パネルの展示

広報はだの特集号を年1回発行するとともに、ごみと資源に関するさまざまな情報提供を行う「ごみ減量通信」を年1回発行し、自治会加入世帯へ全戸配布するとともに、ホームページにおいて公開しています。

また、平成30年度から、可燃ごみ減量の目標及びその達成状況、減量施策を紹介する啓発パネルを毎年度作成し、公民館など公共施設に展示しています。



広報特集号・ごみ減量通信



啓発パネル

（左から平成30、令和元、2、3年度）

ウ 廃棄物減量等推進活動説明会

自治会を対象とした廃棄物減量等推進活動の説明会を年1回開催し、ごみ処理の現状、ごみの分別等に関する情報提供や意見交換を行っています。

エ 各種団体への出前講座

自治会、秦野市民生委員・児童委員協議会、秦野市農業協同組合、こども園保護者等の各種団体からの依頼により、ごみの減量・資源化や収集場所の適正な利用についての出前講座(出張説明会)を実施しています。

表2 出前講座の実績

年度	開催数/のべ人数
H28	9回
H29	24回/599人
H30	30回/999人
R1	18回/738人
R2	7回/232人

オ はだのエコスクール・ごみの話

ごみと資源に対する子どもの関心を高めるため、こども園、学校等における環境学習支援事業「はだのエコスクール」の中で、キャラクター等を活用し、分別によりごみが減ることを分かりやすく伝えています。

また、日々の生活から出るごみや資源の行方と環境への関心を高めるため、社会科の授業で「ごみはどこへ」を学ぶ小学校4年生を対象に「ごみの話」や収集車を使った体験学習を行っています。

表3 はだのエコスクール実施実績

年度	実施学校数	対象児童数
H28	市内 17 小学校	1,376 人
H29	市内 17 小学校	1,108 人
H30	市内 22 小学校	1,300 人
R1	市内 26 小学校	1,252 人
R2	市内 11 小学校	387 人



はだのエコスクール

表4 ごみの話実施実績

年度	実施学校数	対象児童数
H28	市内 10 小学校	1,057 人
H29	市内 11 小学校	1,146 人
H30	市内 6 小学校	559 人
R1	市内 5 小学校	380 人
R2	市内 2 小学校	131 人

カ イベントにおける啓発活動

秦野丹沢まつりや秦野市商工まつりなどのイベントにおいて、ごみの減量、生ごみ処理機の普及やレジ袋削減等呼びかける啓発活動を実施しています。

表5 イベントにおける啓発活動（令和元年度実績）

No.	イベント名	内容
1	秦野丹沢まつり	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発パネルの展示 ・生ごみ処理機（電動式、非電動式及びディスポーザー）の展示、購入費補助制度の紹介 ・堆肥化物、エコバッグ及び水切りネットの配布 ・分別クイズ ・秦野丹沢まつり及び秦野たばこ祭では会場内における分別指導を実施
2	秦野市商工まつり	
3	秦野たばこ祭	
4	北地区福祉ふれあいまつり	
5	西地区ふれあいまつり	
6	つるまき市民ふれあいまつり	
7	大根ふれあいまつり	
8	秦野市市民の日	
9	実朝まつり	

※上記のほか、リユース促進事業「リユース！もったいない Day！」（令和元年度は4回開催）においても啓発活動を実施



イベントにおける啓発活動

キ リユース促進事業「リユース！もったいない Day！」

ごみの減量やリユースに対する市民の関心を高めるため、家庭から排出される粗大ごみのうち、まだ使用可能な家具類を低価格で販売するイベント「リユース！もったいない Day！」を平成29年度から開催しています。

また、会場では、市民から持ち寄られた未使用のえんぴつ・食器などを無償配布するとともに、食品ロス削減に向けてフードドライブ^{※1}を実施し、持ち寄られた食品を秦野市社会福祉協議会やみんなの食堂^{※2}へ引き渡しています。

※1 家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄附する活動（出典：食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和2年3月31日閣議決定））

※2 無料又は低額で食事を提供するほか、多世代交流の場や子どもの居場所として、また、地域で子どもを見守る拠点として民間団体が運営しています。

表6 もったいない Day 開催実績

年度	回数	リユース品 販売点数
H29	1	135点
H30	3	689点
R1	4	1,091点
R2	2	381点



もったいない Day の売り場

(3) ストックハウスによる資源の拠点回収

収集日の回収に加え、資源を出しやすくするため、市内 14 か所にストックハウスを設け、拠点での回収を行っています。

表 7 ストックハウスの概要

名称(所在地)		利用可能日時	持ち込める品目
環境資源センター(名古屋 409 番地)		12月29日から1月3日 を除く毎日午前8時30 分から午後5時まで (ただし、鶴巻地区は鶴 巻公民館の開館日時 による)	容器包装プラスチック、 ペットボトル、古紙類、 衣類・布類 ※環境資源センターのみ ビン、カン、蛍光灯なども 持ち込み可
本町地区(大道バス停前交差点付近)			
大根地区(南矢名 1020-3)			
鶴巻地区(鶴巻公民館第3駐車場)			
南地区(南が丘 5-2-18)			
西地区(旧西公民館跡地)			
公民館	東、洪沢、 堀川、北、上	各公民館の開館日時 による	同上
	南、南が丘		容器包装プラスチック
	大根		容器包装プラスチック、 ペットボトル



環境資源センターのストックハウス

(4) 集団資源回収

集団資源回収は、自治会、PTA、子ども会などが主体となり、あらかじめ市に登録した上で、特定の日には古紙類やアルミ缶を回収し、市が委託する資源回収業者に引き取ってもらう活動です。資源の回収機会を確保するだけでなく、環境教育や地域コミュニティの育成といった効果があります。

そのため、広報紙やごみ減量通信等により市民に集団資源回収への

参加を促すとともに、自治会、PTA、子ども会などの団体に対して、回収した資源の種類や量に応じて奨励金を交付しています。

表8 集団資源回収の実績

年度	登録団体数	回収量
H28	79 団体	約 733t
H29	75 団体	約 685t
H30	73 団体	約 583t
R1	76 団体	約 482t
R2	67 団体	約 363t

(5) 生ごみ処理機購入費補助金交付制度

家庭系可燃ごみの約40%を占める生ごみの減量を図るため、家庭用生ごみ処理機購入者に対し、購入費の一部を補助しています。

平成26年度からコンポスト等の非電動式、さらに平成27年度からディスポーザーについても補助対象とし、家庭から出る生ごみの減量を促進しています。

また、可燃ごみ焼却処理の1施設体制化に向けて、令和元年度に補助率を2分の1から4分の3へ、上限額も4万円から5万円へ引き上げ、さらなる普及促進を図っています。

表9 生ごみ処理機購入費補助内容一覧

種類	補助内容
電動式	購入費の3/4(上限5万円)
非電動式	
ディスポーザー	購入費の3/4(上限5万円) 及び設置工事費の3/4(上限2万円)

表10 生ごみ処理機購入費補助台数

	H28	H29	H30	R1	R2
補助台数	49	73	81	122	115
電動	35	34	46	60	67
非電動	6	35	31	53	23
ディスポーザー	8	4	4	9	25

(6) 事業所への訪問調査

令和2年度及び令和3年度にかけて、市内全事業所（約3,200社）への訪問調査を進めています。

調査を通じて、事業所ごとのごみの処理状況を把握するとともに、分別や資源化を推進するための取組などを提案しています。

(7) 優良事業所等認定制度・ごみ減量協力店登録制度

令和3年3月に秦野市分別・リサイクル優良事業所等認定制度（以下「優良事業所等認定制度」）を創設しました。ごみの減量や資源化に積極的に取り組む事業所を認定し、取組状況等を広く周知しています。

また、令和3年8月に秦野市ごみ減量協力店登録制度（以下「減量協力店登録制度」）を創設し、ごみ減量に取り組むすべての事業者を対象にステッカーを配布しています。



認定看板交付式（令和3年6月）



認定看板、協力店ステッカー

表11 優良事業所等認定制度の認定状況（令和4年2月時点）

年度	優良事業所	優良収集運搬許可業者
R3	7事業所	3許可業者

表12 ごみ減量協力店登録制度の登録状況（令和4年2月時点）

年度	登録店
R3	7店

6 収集及び運搬の状況

市内の収集場所は、令和2年度末で4,158箇所あり、自治会等利用者が日常管理しています。

収集場所に出されたごみや資源は、はだのクリーンセンター、伊勢原清掃工場及び民間の中間処理施設に搬入しています。

表13 収集区分

分別区分		品目	収集日	収集業務を行う者
1 可燃ごみ		① 可燃ごみ	週2回	直営・委託
			自己搬入	—
2 不燃ごみ		② 不燃ごみ	月1回	委託
			自己搬入	—
3 粗大ごみ		③ 粗大ごみ	予約制月2回	委託
			自己搬入	—
4 容器包装プラスチック ・ペットボトル		④ 容器包装プラスチック ⑤ ペットボトル	隔週水曜	直営・委託
5 資源物	古紙類	⑥ 新聞 ⑦ 雑誌類 ⑧ 段ボール ⑨ 牛乳等紙パック ⑩ その他紙	月2回 ※廃食用油は 月の前半 (月1回)	委託
	衣類・布類	⑪ 衣類・布類		
	カン	⑫ カン		
	ビン	⑬ 透明 ⑭ 茶色 ⑮ その他		
	廃食用油	⑯ 廃食用油		
6 蛍光灯など		⑰ 蛍光灯 ⑱ 乾電池 ⑲ リチウムコイン電池 ⑳ 使用済みスプレー缶 ㉑ 水銀式の体温計・血圧計 ㉒ 使用済み使い捨てライター	月1回	委託
7 小型家電		㉓ 小型家電	拠点回収のみ	—
8 草木類		㉔ 草木類	週1回	直営・委託

※容器包装プラスチック、ペットボトル、古紙類、衣類・布類、ビン、カン、蛍光灯などについてストックハウスにおいて拠点回収を実施（回収品目は各ストックハウスにより異なる）

(1) 夜間戸別収集

まちの美観を保つとともに、歩行者の安全性の確保、収集効率の向上及び防犯パトロールなどを目的として、平成19年度から東海大学前駅南口に隣接する南矢名一丁目、平成26年度から秦野駅北口に隣接する本町一丁目及びその沿道で、可燃ごみの夜間戸別収集を行っています。

(2) ほほえみ収集

ごみや資源を収集場所まで出すことが困難な高齢者、障害者等の世帯に対し、登録制による戸別収集を行っています。

表14 ほほえみ収集利用登録世帯数

年度	H28	H29	H30	R1	R2
登録世帯数 ()内は新規	130 (38)	128 (35)	141 (40)	140 (37)	145 (45)

7 中間処理及び最終処分の状況

(1) 可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの中間処理及び最終処分

可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ（布団、毛布及び木質系粗大ごみを除く）は、秦野市伊勢原市環境衛生組合が中間処理及び最終処分を行っています。

可燃ごみは、はだのクリーンセンター及び伊勢原清掃工場90t/日焼却施設において焼却しています。そのうち、はだのクリーンセンターでは、焼却の際に発生した熱を回収し、施設内の給湯や最大3,820kW/hの発電に利用しています。発電した電力は、施設内すべての電気を賄い、余った電気は電力会社に売電しています。さらに、余熱エネルギーを有効活用し、隣接地にある本市の公共施設「名水はだの富士見の湯」へ温水の熱源として供給しています。

また、焼却により発生した灰は、栗原一般廃棄物最終処分場に埋立処分するほか、圏外*の民間施設で資源化及び埋立処分しています。

不燃ごみ及び粗大ごみは破碎のうえ選別し、可燃性のものは焼却、鉄など有価物は再生事業者へ売払い、不燃物残さについては民間施設で資源化及び埋立処分しています。

※秦野市及び伊勢原市の市域外

表 15 焼却施設の状況

区分	はだのクリーンセンター	伊勢原清掃工場 90t/日焼却施設
処理能力	200t/日(100t/日×2基)	90t/日
型式	ストーカ式	ストーカ式
ピット容積	8,140m ³	870m ³
建設年月	平成22年2月 ～平成25年1月	昭和58年2月 ～昭和60年10月
備考	ごみ発電 (定格3,820kW)	令和5年度末までに稼働停止

表 16 不燃・粗大ごみ処理施設の状況

設備区分	伊勢原清掃工場 粗大ごみ処理施設		
	圧縮 手選別	破碎	受入・供給 (ピット&クレーン)
処理能力	12t/5h 10t/5h	30t/5h	400m ³
建設年月	昭和46年7月～ 昭和47年1月	昭和54年6月～ 昭和54年12月	昭和62年6月～ 昭和63年3月
備考	油圧プレス式 コンベア選別	縦型回転式	鉄筋コンクリート水密構造 天井走行クレーン

表 17 栗原一般廃棄物最終処分場の概要

項目	内容	
敷地面積	24,370.69m ²	
埋立面積・容量	(一期分)	4,700m ² 25,500m ³
	(二期分)	12,060m ² 107,000m ³
	(変更届出分)	0m ² 42,500m ³
	(全体計画)	16,760m ² 175,000m ³
埋立開始	平成5年5月	
埋立構造・方式	準好気性埋立・セル方式	

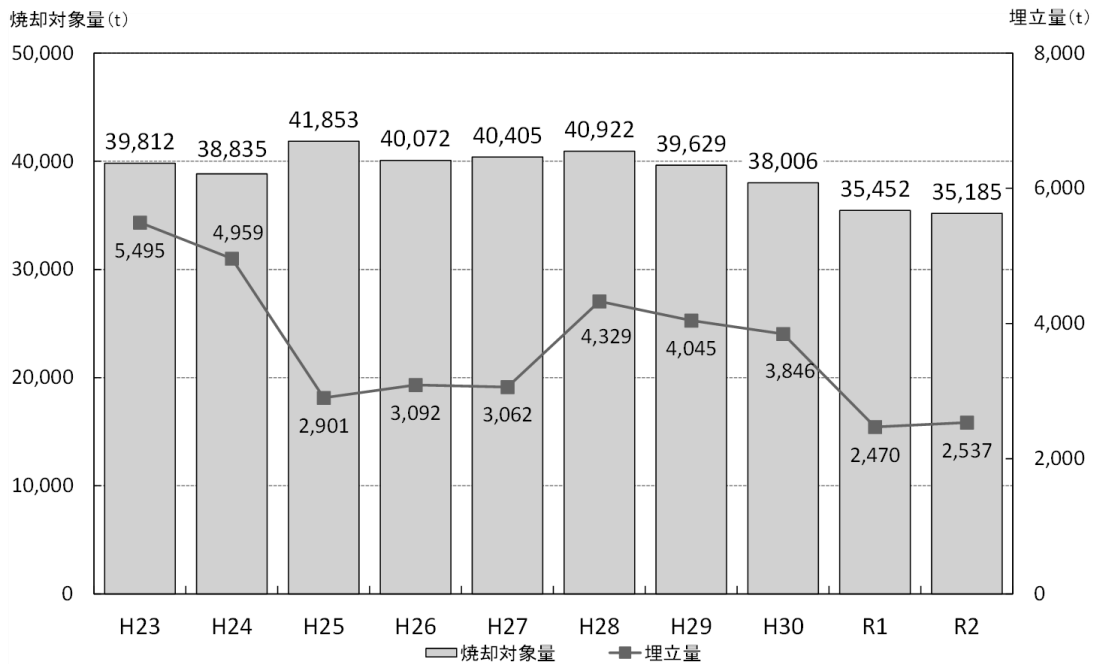


図 16 焼却対象量※及び埋立量の推移

※家庭系可燃ごみ、事業系ごみ、不燃ごみ・粗大ごみを破砕・選別して分けられた可燃性の部分、栗原一般廃棄物最終処分場の浸出水を処理して発生した汚泥など焼却する量の合計

(2) 資源の中間処理、再生利用等

資源の中間処理は、表 18 のとおり実施しています。

処理後、国の指定法人を通じて再商品化事業者へ引き渡した容器包装プラスチックは倉庫などで使われるパレット、ペットボトルはペットボトルや卵パックなどのフィルム、ビンやグラスウールなどのガラス短繊維に再生利用されています。カン、古紙類及び衣類・布類は、中間処理業者へ売り払い、古紙類は紙の原料、カンは鉄原料・アルミ原料、衣類・布類は古着として再使用されるほかウエス等に再生利用されています。草木類や木質系粗大ごみは中間処理業者へ譲渡し、製紙工場のボイラー燃料等に再生利用されています。

また、蛍光灯などのうちガラス部分はグラスウールなどのガラス短繊維、金属部分は鉄原料・アルミ原料などに再生利用されています。廃食用油、小型家電及び粗大ごみのうち布団・毛布については、中間処理することなくリサイクル業者へ売り払っています。その後、毛布は再使用され、廃食用油は家畜の飼料、工業製品の原料などへ、小型家電は有用金属を選別、精錬し、原材料へ、布団は詰め物を取り出して繊維として再生利用されています。(以上、令和3年10月時点)

表 18 資源の中間処理

品 目	中間処理を行う者	処理方法	処理後の扱い
容器包装プラスチック	委託業者	破袋、選別、 圧縮・梱包	国の指定法人を通じ、 再商品化事業者へ 引渡し
ペットボトル	委託業者	破袋、選別、 圧縮・梱包	
ビン	委託業者	選別	
カン	委託業者	選別、圧縮・梱包	委託業者へ売払い
古紙類	委託業者	選別、圧縮・梱包	
衣類・布類	委託業者	破袋、選別	
蛍光灯	組合※	破袋、梱包	再生事業者へ引渡し
乾電池	組合※	破袋、梱包	
リチウムコイン電池	組合※	破袋、梱包	
使用済みスプレー缶	組合※	破袋、ガス抜き、 破砕、選別	再生事業者へ売払い
水銀式の体温計・血圧計	組合※	破袋、梱包	再生事業者へ引渡し
使用済み使い捨てライター	組合※	破袋、破砕、選別	
草木類	委託業者	破袋、破砕	委託業者へ引渡し
木質系粗大ごみ			

※秦野市伊勢原市環境衛生組合



古紙類のペール品



衣類の再生品

8 環境美化

(1) 美化清掃

美化活動に対する市民一人ひとりの実践と相互協力を促すため、市内一斉美化清掃や、各種ボランティア団体等による清掃活動を支援しています。

(2) 環境美化指導員による定期的な巡回

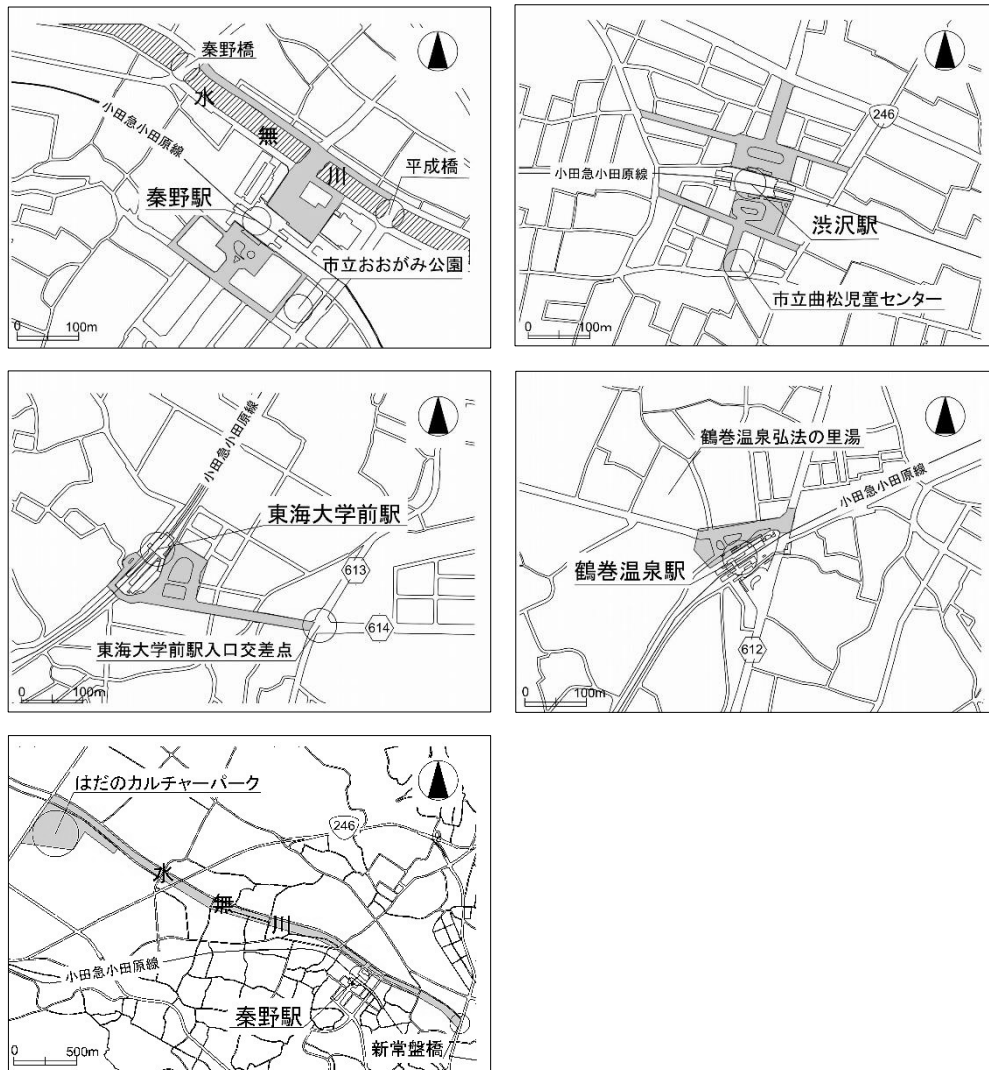
環境美化指導員※¹により環境美化重点地区※²等のパトロールを行っています。

令和2年度に実施したWebアンケートでは、市内4駅の駅前について「ごみのポイ捨てがなく、きれいだと思えますか」との質問に対し、「とても思う」「思う」「思わない」「全く思わない」「駅を利用しないので分からない」の5つの選択肢のうち、「駅を利用しないので分からない」との回答を除き、「とても思う」「思う」との回答が77.4%となっています。

※1 秦野市ごみの散乱防止等に関する条例に基づき、環境美化重点地区における空き缶及び吸い殻の散乱並びに犬その他愛がん用動物のふんによる汚染の防止等（以下「ごみの散乱防止等」）に関する啓発、指導等のため任命する職員（会計年度任用職員）

※2 秦野市ごみの散乱防止等に関する条例に基づき、環境の美化を推進するため、ごみの散乱防止等を特に必要と認める区域として市長が指定する区域

図 17 環境美化重点地区



(3) 不法投棄対策

不法投棄対策として、(2)に挙げた環境美化指導員による定期的な巡回のほか、県及び警察と連携した合同パトロール、不法投棄が頻発する場所への防護柵、啓発看板及び監視カメラの設置、不法投棄防止キャンペーン事業実行委員会や市による不法投棄物の撤去作業といった市民・事業者・行政が一体となった取組を進めています。

また、令和2年度に市公式LINEアカウントを開設し、市民からの通報手段を強化しました。

表 19 不法投棄物の撤去実績

	H28	H29	H30	R 1	R 2
件数	459 件	416 件	421 件	358 件	495 件
重量	18.05 t	19.54 t	14.19 t	12.71 t	15.15 t



撤去した不法投棄物



啓発看板の設置

第2節 これまでの評価とごみ処理の課題

1 進捗状況

(1) 数値目標の達成状況

平成28年度の本計画策定時に定めた数値目標の達成状況は次のとおりです。

表20 本計画策定時に定めた数値目標の達成状況

	令和3年度 目標値 (本計画策定時に 定めた数値目標)	令和2年度 実績	説明
ごみ排出量 (資源物を除く)	636g/人・日	622g/人・日	平成28年度から令和元年度まで減少し、令和2年度実績は、前年度比8g/人・日増えたものの、本計画策定時の令和3年度目標値(左記)及び令和4年度計画値(626g/人・日)以下となり、目標達成しています。
資源化率 (総ごみ排出量に占める資源の割合)	29.3%	30.6%	平成29年度から増加し続けており、令和2年度実績は、本計画策定時の令和3年度目標値(左記)及び令和4年度計画値(30.2%)以上となり、目標達成しています。

(2) 事業の実施状況

平成28年度の本計画策定時に定めた78の事業の実施状況は、次のとおりです。

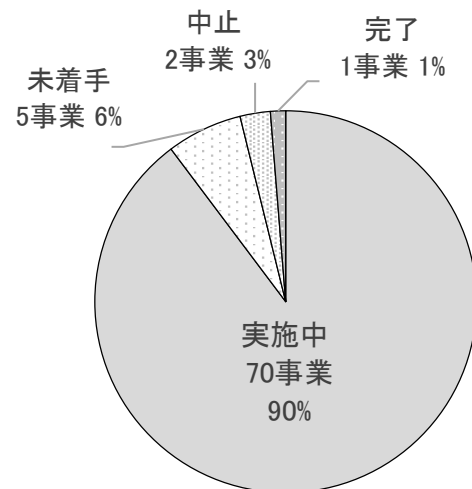


図18 計画事業の実施状況

表 21 未着手の事業

	事業	今後の方向性
1	家庭ごみ有料化に向けた具体的な条件の検討	<p>策定時の本計画では、令和3年度までに焼却対象量の減量が計画どおり進まない場合に検討すると定めていましたが、計画よりも順調に減量が進んでいるため*、現時点では有料化の導入の検討は行わないものとします。</p> <p>また、ごみの発生抑制や分別の徹底に積極的に取り組んでいる市民と、多量に排出する市民との負担の公平性の確保といった課題も踏まえ、将来的な家庭ごみ有料化の導入について研究を進めます。</p> <p>※本計画策定時の令和2年度の焼却対象量 計画値3万7,838t、実績値3万185t</p>
2	粗大ごみ処理手数料の見直しに向けた具体的な検討	<p>一般廃棄物処理手数料の改定と時期を合わせ、令和4年度以降に見直しを行います。</p>
3	栗原一般廃棄物最終処分場の跡地利用を考慮した埋立方法の検討	<p>栗原一般廃棄物最終処分場（伊勢原市）は令和5年度末が埋立終了期限となっています。</p> <p>そのため、秦野市伊勢原市環境衛生組合において、跡地利用しやすい形状とするなど、地域住民の意向や関係機関との協議より、埋立終了後の跡地利用を考慮した埋立処分を行います。</p>
4	リサイクル対象品目の変更に対する迅速な対応	<p>各種リサイクル法の改定による品目の変更はなかったため、特段の対応は行っていません。</p> <p>また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行に伴うプラスチックごみの一括収集について、検討を進めます。</p>
5	家庭から出る医療系廃棄物の回収システムの構築	<p>注射針など鋭利なものは病院や薬局に返却するよう周知を行います。その他のパック、チューブなどは、同じく病院や薬局に返却するほか、可燃ごみとして排出するよう周知を行います。</p>

表 22 中止した事業

	事業	中止した理由
1	不用品交換制度によるリユース（再使用）の促進	<p>中古品販売店、バザー、ネットオークション、フリマアプリなど不用品を譲渡する手段が増える中、市民同士が連絡を取り合って品物の受け渡しを要す本制度の利用が少なかったため、令和元年度に終了しました。</p> <p>なお、家具類や、市民から寄付の申し出があった未使用食器等は「リユース！もったいない Day！」において希望者に安価で販売又は無償で提供しています。</p>
2	生ごみ分別協力世帯の拡大等	<p>生ごみ分別収集モデル事業を検証した結果、協力世帯の高齢化、ごみの量の減少及び大型生ごみ処理機の故障の頻発により、費用対効果が低くなったため、継続・拡大困難と判断し、平成 29 年度に終了しました。</p>

表 23 完了した事業

	事業	実施した内容
1	災害廃棄物等処理計画の見直し	<p>平成 30 年度に改定し、令和 2 年度には計画に沿った職員の初動対応マニュアルを策定しました。</p>

2 評価

令和 2 年度に計画の進捗状況を振り返り市が行った自己評価及び秦野市廃棄物対策審議会から提出された意見は、次のとおりです。

(1) 計画全体について

ア 市の自己評価：順調

個別計画に掲げる施策を着実に進め、また、可燃ごみの焼却体制について、できるだけ家庭ごみの有料化に頼らず 1 施設体制へ移行できるよう、平成 30 年度から「草木類の資源化」「分別の徹底」「生ごみの減量」「事業系ごみの減量」の 4 本の柱により可燃ごみの減量に取り組んできた。その結果、現計画の数値目標である「総ごみ排出量（資源除く）原単位」「資源化率」についても、

令和元年度までに中間目標の値を達成するとともに、可燃ごみ排出量についても計画値よりもさらに順調に減量することができた。

イ 秦野市廃棄物対策審議会の意見

5つに大別される個別計画は着実に実行され、市の自己評価はいずれも順調又はおおむね順調とされており、その評価について妥当と考える。数値目標である「総ごみ排出量（資源除く）原単位」「資源化率」はいずれも令和元年度実績において計画値より良好な状況にあり、一部課題があるものの、現計画全体としてはおおむね順調に取り組まれた。

➤ 計画の改定に向けて

- ・指標がない事項もあるので、指標の設定について見直す必要がある。
- ・可燃ごみ焼却施設を1施設とすることは、事実上の方針となっている。次期計画において方針として明示するとともに、1施設化に向けた可燃ごみ減量施策について位置付ける必要がある。

(2) 排出抑制・資源化について

ア 市の自己評価：順調

総ごみ排出量は総量、原単位とも順調に減少し、一方で資源化率が高まっており、順調に排出抑制・資源化が進んでいる。事業系ごみは、令和2年度以降、市内全事業所に対して訪問調査を実施しているため、今後、減量効果が現れると考えている。

イ 秦野市廃棄物対策審議会の意見

自己評価のとおり、排出抑制・資源化は順調に進んでいる。

しかし、事業系ごみは計画初年度の平成29年度に比べ増加している。全事業所訪問調査、優良事業所等認定制度など、市が積極的に適正処理、減量・資源化指導を行う方針であることは望ましいので、引き続き推進すべきである。また、生ごみについては食品ロス削減の取組と合わせて、今後も水切り徹底の呼びかけや生ごみ処理機の普及促進を図るべきである。

➤ 計画の改定に向けて

- ・家庭ごみ有料化について、検討を開始するのかどうか明確なメッセージを示すべきである。
- ・事業者に対し、排出抑制・資源化を行うメリットを示して取組を促す必要がある。また、不適切な排出が是正されない場合、段階的に厳しい指導を行うことを検討する必要がある。
- ・廃棄物減量等推進員やリサイクル指導員※の役割を明確に示すとともに、「自分たちでやろう」という意識こそ支援する必要がある。
- ・廃棄物減量等推進員やリサイクル指導員の活動報告の方法を見直し、優れた活動は表彰するなどメリハリをつけて支援する必要がある。
- ・生ごみ処理機の使用方法、効果、感想などを利用者から発信する必要がある。
- ・ごみ減量の工夫を市民や事業者から募集し、共有してはどうか。

※秦野市廃棄物減量等推進活動交付金交付要綱に基づき、廃棄物の減量及び資源化並びに再生品の普及に関する啓発や、収集場所の清潔保持に関する啓発などの廃棄物減量等推進活動を地域住民と協力して行う方です。廃棄物減量等推進員は自治会ごと、リサイクル指導員は収集場所ごとに活動します。

(3) 収集運搬について

ア 市の自己評価：順調

退職不補充による収集業務委託化、草木類や廃食用油の分別収集に伴う収集体制の見直しなど着実に実施した。

イ 秦野市廃棄物対策審議会の意見

おおむね計画に沿って取組が行われている。

管理が行き届かない収集場所については地道な指導・啓発が行われているが、依然解消しきれておらず、課題がある。

➤ 計画の改定に向けて

ほほえみ収集について、利用開始や終了の決定の際、福祉部門の視点を取り入れる必要がないか関係部署とともに検討する必要がある。

(4) 中間処理について

ア 市の自己評価：おおむね順調

可燃ごみの減量目標達成に向け様々な取組を実施してきた結果、市民の協力もあり、はだのクリーンセンター1施設による焼却体制の実現に着実に近づくことができた。

イ 秦野市廃棄物対策審議会の意見

可燃ごみ焼却施設の1施設体制化に向けた取組が着実に成果を挙げていることは、秦野市の市民力の現れであり評価したい。

一方で、不燃・粗大ごみ処理施設の整備については遅れが見られる。早急に整備を進めるため、関係機関への働きかけを強める必要がある。

➤ 計画の改定に向けて

- ・今後、可燃ごみの減量状況によっては1施設体制化の前倒しも視野に入れ、伊勢原市や秦野市伊勢原市環境衛生組合とともに対応を検討すべきである。
- ・不燃・粗大ごみ処理施設については、新たな施設の運営は公設民営など民間活力の導入も含めて検討する必要がある。

(5) 最終処分について

ア 市の自己評価：順調

秦野市伊勢原市環境衛生組合において栗原一般廃棄物最終処分場を閉鎖した令和6年度以降の焼却灰資源化・埋立先については、すでに令和2年度から令和9年度までを対象とした焼却灰搬出計画が策定され、全量を圏外へ搬出する方向で安定的な処理が保たれる見込みである。

イ 秦野市廃棄物対策審議会の意見

栗原一般廃棄物最終処分場の閉鎖を前に、引き続き、秦野市伊勢原市環境衛生組合が安定的な処理を行う対応を確認することが望ましい。

(6) その他について

ア 市の自己評価：おおむね順調

災害廃棄物等処理計画及び初動対応マニュアルを策定し、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理する体制を整備した。また、不法投棄やポイ捨て防止のパトロールについて関係機関と連携して実施したほか、市内一斉美化清掃についてはパートナーシップの強化を図るため、事業者にも参加を呼びかけ、年々参加事業者が増えてきた。

イ 秦野市廃棄物対策審議会の意見

計画に沿って災害への備えが着実に進められた。また、地域美化について事業者の参加を呼びかけるなど従来の枠組みに捉われず連携の拡大に取り組んだことも評価できる。

➤ 計画の改定に向けて

- ・不法投棄防止や地域美化について、地元大学やNPO法人などへ呼びかけ、さらに連携を拡大してはどうか。
- ・超高齢社会であることから、遺品整理におけるごみと資源の出し方を、市外在住の遺族などにも分かるよう示す必要がある。

3 今後の課題

(1) 可燃ごみ焼却処理の1施設体制への早期移行

本市と伊勢原市の可燃ごみは、現在2施設（はだのクリーンセンター及び伊勢原清掃工場）で処理していますが、老朽化している伊勢原清掃工場の90t/日焼却施設の稼働を停止し、令和7年度末までにはだのクリーンセンター1施設での焼却体制に移行するため、年間処理量を3万3,600t/年（本市分。はだのクリーンセンター200t/日焼却施設×はだのクリーンセンターの稼働日数280日/年＝5万6,000t/年、このうち6割に相当）まで減らす必要があります。

また、伊勢原清掃工場の90t/日焼却施設には可燃ごみの焼却処理を行うため年間約3億円の経費がかかっていますが、焼却対象量の減量が早く進めば、1施設体制への移行を早期に実現することが可能となり、経費が削減できます。秦野市伊勢原市環境衛生組合による試算では、2年前倒しして令和5年度末までに稼働停止することで、令和4年度から令和7年度までの4年間で約4億円（年間約1億円）の経費削減効果が見込まれています。

本計画期間ではこれまで、草木類の資源化、分別の徹底、生ごみの減量及び事業系ごみの減量の4つの柱により可燃ごみ減量に取り組んでおり、年間の焼却対象量は計画値よりも順調に減量が進んでいます。

そのため、今後も可燃ごみの減量に取り組み、着実に焼却対象量を減らしていく必要があります。共同でごみ処理を行う伊勢原市及び秦野市伊勢原市環境衛生組合と連携しながら、安定的な処理を確保しつつ、令和7年度末、あるいはさらに早期に可燃ごみ焼却処理の1施設体制への移行を目指すことが求められます。

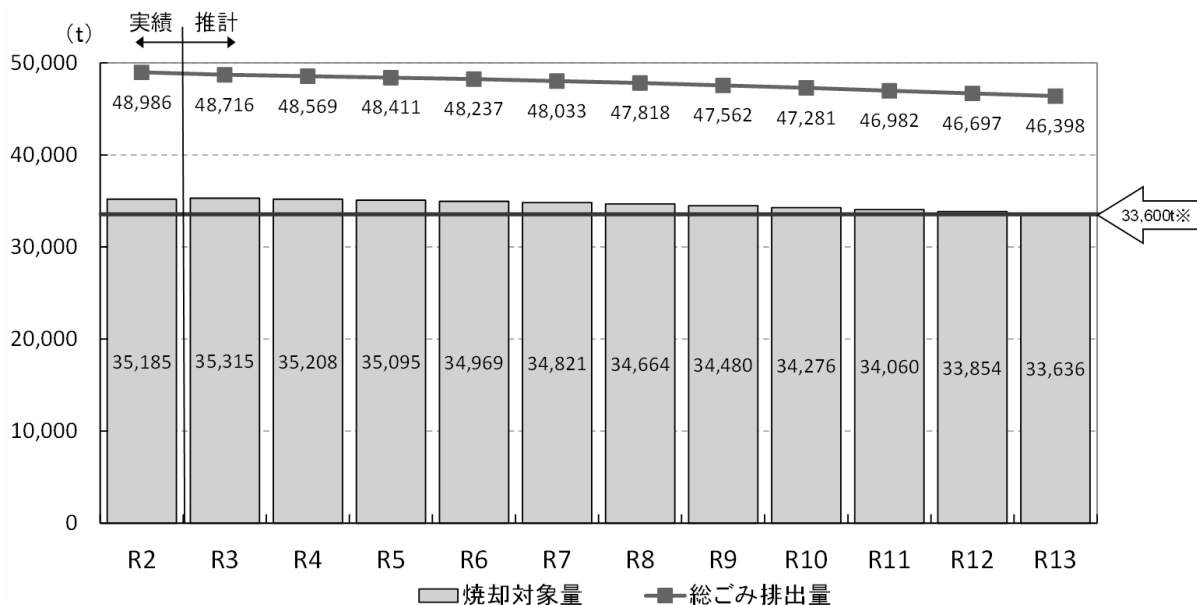


図 19 焼却対象量の推計とはだのクリーンセンター年間処理量の上限（本市分）

※はだのクリーンセンター年間処理量の上限（本市分）

1 日の処理量×年間稼働日数×本市分の搬入割合

$200 \text{ t} / \text{日} \times 280 \text{ 日} \times 60\% = 3 \text{ 万 } 3,600 \text{ t}$

(2) 3Rの強化～3R+Renewable～

ア ごみの発生抑制（Reduce）

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減した循環型社会の実現やはだのクリーンセンター1施設での安定的な処理を行うための可燃ごみ減量に向けて、リサイクルに先立ち、家庭や事業活動におけるごみの発生そのものをさらに減らすこと（Reduce）が課題です。

特に、事業所や店舗において、製品の設計、製造、流通、販売等の段階で、使い捨て物品の使用を控えることや、製品の耐久性向上等に取り組むことが必要です。ごみの発生抑制は事業者の責務であるということに加え、事業活動を行う上でのメリットとなることも示しながら、市内事業所への訪問等を通じた提案や優良事例の共有を行うほか、国や県に対し、事業者への働きかけについて継続して要望することも必要です。

また、市民が製品を購入する際に、その製品は長く使えるか、簡易包装であるかなど、ごみの発生抑制に関心を寄せてもらえるよう呼びかける必要があります。

イ 再使用（Reuse）の促進

循環型社会の実現及び可燃ごみの減量に向けて、再使用をさらに促すことが課題です。

リサイクルショップに加え、近年ではフリマアプリの認知度が高まる中、再使用への関心をさらに喚起するため「リユース！もったいない Day！」のような事業を今後も実施する必要があります。

また、事業者において通い箱^{*}の活用や繰り返し使える製品の設計、製造などを行うよう促す必要があります。

※企業や工場間において品物を輸送する際に繰り返し使用される箱のこと。

ウ ごみの資源化、資源の再生利用（Recycle）の促進

循環型社会の実現及び可燃ごみの減量に向けて、ごみの発生抑制や再使用の促進に次いで、ごみの資源化や資源の再生利用をさらに促すことが課題です。

家庭ごみの資源化や資源の再生利用は、市民による分別の徹底に支えられており、今後も協力が得られるよう分別ルールを周知する必要があります。これまで、分別カレンダーやごみ分別促進アプリなど外国語使用者に向けた分別ルールの多言語対応を図ってきましたが、公共施設の利用が少ない市民や自治会未加入の世帯、広報はだのの戸別配布を利用していない世帯など、周知が難しい市民に各種情報が届くよう手法を検討し、分別が徹底されるよう、裾野をさらに広げていく必要があります。

なお、家庭系可燃ごみの中で最も割合の多い生ごみについては、食品ロスの削減や水切りの徹底といった発生抑制の呼びかけに加え、庭や畑での堆肥化や生ごみ処理機の利用など、各家庭に合った方法で減量・資源化を促すことも求められます。

さらに、国の動向を注視し、製品プラスチックの分別収集の検討を進めるとともに、紙おむつの資源化など新たな資源化施策の研究を行う必要があります。

エ 再生材や再生可能資源への切替え（Renewable）

プラスチック資源循環基本戦略や国・地方脱炭素実現会議によ

る地域脱炭素ロードマップに見られるように、“3R+Renewable”として、3Rの徹底と同時に、より持続性が高まることを前提に、循環型社会の実現に向けて消費の抑制が求められる天然資源の中でも特に枯渇性資源について、再生材や再生可能資源への切替えが求められています。

オ 情報提供・情報共有、支援等

“3R+Renewable”や適正処理を進めるためには、市民や事業者の取組が欠かせません。

そのため、広報紙、ホームページ、分別アプリ、市公式LINEアカウントなど各種媒体を通じた市からの積極的な情報提供とともに、学校・大学等を通じた呼びかけや事業系ごみに関する訪問調査を通じた呼びかけなど、周知が難しい市民や事業者にも伝わるような工夫が必要です。

また、行政が持つ情報を提供するだけにとどまらず、市民や事業者の優れた活動を取り上げて広く紹介するなど、それぞれが持つ情報を共有し、ごみの減量・資源化に取り組む意欲を支援するとともに、学校・大学、NPO等、異なる得意分野を持つ多様な主体の参加や連携を促すことも求められます。

(3) 収集運搬に関する環境の改善等

道路や歩道上にある収集場所は、交通の妨げや収集時の危険性が懸念されるため、環境創出行為^{*}によって新設する収集場所等への統合整理など、自治会等と連携して改善を図る必要があります。

また、ごみ出しルールが守られず管理の行き届いていない収集場所については、自治会や共同住宅管理会社等と連携し、利用者に対し改善に向けた指導・啓発を行うことも求められます。

さらに、地球温暖化対策や経費節減の観点から、効率的な収集に努める必要があります。

※秦野市まちづくり条例第3条第1項に定義される、都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第13号に規定する建築行為その他規則で定める行為

(4) 超高齢社会でのごみ出し支援等

本市の高齢化率は、平成27年に26.1%となっており、世界保健機構（WHO）や国連の定義による「超高齢社会（高齢化率が21%を超えた社会）」となっています。特に、75歳以上の人口の増加が著しく、令和2年には老年人口の約5割を占めています。本格的な超高齢社会が到来した中、ごみ出しへの支援を要する世帯が年々増加しており、福祉行政による支援や地域コミュニティによる共助の取組などとも連携しつつ、引き続きほほえみ収集のようなごみ出し支援が求められます。

また、使用済み紙おむつの排出量が増加することなども予想され、資源化に向けた研究を進める必要があります。

(5) 不燃・粗大ごみ処理施設の整備

秦野市伊勢原市環境衛生組合において、不燃・粗大ごみ処理施設の整備を進めることとしていますが、計画に遅れが生じているため、共同でごみ処理を行う伊勢原市とともに協議を行っていく必要があります。

(6) 伊勢原清掃工場180t/日焼却施設の解体等

平成25年6月に廃止された伊勢原清掃工場180t/日焼却施設は、施設を所有する秦野市伊勢原市環境衛生組合が主体となり、周辺環境に影響がないよう適正な解体計画や跡地活用の検討を進める必要があります。

(7) 伊勢原清掃工場90t/日焼却施設の適正な維持管理

伊勢原清掃工場90t/日焼却施設は、稼働から35年以上が経過し、老朽化が進んでいることから、施設を所有する秦野市伊勢原市環境衛生組合が主体となり、施設の状況やごみの減量等の進捗を注視しつつ、はだのクリーンセンター1施設での処理体制へ向けた移行準備及び適正な維持管理に努める必要があります。

(8) 適正処理困難物の処理ルート確保等

本市や秦野市伊勢原市環境衛生組合において適正処理することが

困難なごみについて、引き続き処理ルート確保に努めることが課題です。そのため、処理困難とならない製品づくりや適正処理に関する情報提供、並びに製造者による回収の徹底を今後も国や県に要望していく必要があります。

(9) 不法投棄の防止

山間部への不法投棄は減少傾向にあるものの、市街地やストックハウスへの不法投棄は依然として後を絶ちません。

今後は、不法投棄ごみを速やかに回収し、清潔及び景観の維持に努めることで違反者への注意喚起とする再発防止策に加え、不法投棄をさせない未然防止策を強化する必要があります。

(10) ごみ処理経費の抑制

循環型社会を目指した安全で安定的なごみ処理において、社会的、環境的側面とともに経済的側面についても考慮し、バランスが取れた合理的なごみ処理を行うことが欠かせません。

ごみ処理経費については、可燃ごみ処理1施設体制への早期移行を実現することで秦野市伊勢原市環境衛生組合への分担金の軽減を図るほか、人口減少等を踏まえた収集場所の統廃合、より効率的な収集運搬ルートや処理処分方法への変更など経費の抑制につながる取組が必要です。

また、売却益による収入確保を図るといった観点からも、分別の徹底と適正排出を促し、資源の質を確保する必要があります。

なお、国の指定法人に引き渡して再商品化を進めているビン、容器包装プラスチック及びペットボトルは、容器包装リサイクル制度を活用した資源循環を続けるため、再商品化合理化拠出金制度の基準を上回る品質を維持することが求められます。

(11) 危機管理

廃棄物の処理は、感染症が拡大する状況下においても社会生活の安定に不可欠な業務であり、感染対策を徹底したうえで、業務を継続する必要があります。

また、近年発生している大規模地震や豪雨等の経験や知見を踏まえ、災害発生後に、早期の復旧・復興のため適正かつ円滑に対応できるよう備える必要があります。

第3節 ごみ処理行政の動向

1 国及び県の目標

(1) 国の目標

国は、平成28年1月、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「廃棄物処理法基本方針」）の変更を発表し、廃棄物の減量について目標を定めています。

また、平成15年3月、循環型社会形成推進基本法に基づく「循環型社会形成推進基本計画」（以下「循環計画」）を初めて決定、その後、平成30年6月には第四次循環計画を決定し、循環型社会を形成するための目標を定めています。

さらに、食品ロスの削減について、令和元年度には食品ロス削減推進法が成立し、これに基づく「食品ロス削減の推進に関する基本的な方針」（以下「食品ロス削減基本方針」）を決定、また、プラスチックの資源循環について、第四次循環計画を受けて令和元年5月にプラスチック資源循環戦略を決定し、それぞれ目標を定めています。

表24 国の施策目標における目標（一部）

区分	基準年度	目標年度	目標値	出典
排出量	H24	R2	12%削減	廃棄物処理基本方針
一人1日当たりの家庭系ごみ排出量	—	R7	440g	廃棄物処理基本方針 第四次循環計画
再生利用率	H24	R2	約27%に増加	廃棄物処理基本方針
最終処分量	H24	R2	約14%削減	廃棄物処理基本方針
家庭系食品ロス量	H12	R12	半減	第四次循環計画 食品ロス削減基本方針
事業系食品ロス量	H12	R12	半減	第四次循環計画 食品ロス削減基本方針
ワンウェイプラスチックの排出抑制	—	R12	累積25%抑制	プラスチック資源循環戦略
プラスチック製容器包装のリユース又はリサイクル	—	R12	6割	プラスチック資源循環戦略
すべての使用済みプラスチックのリユース又はリサイクル(熱回収含む)	—	R17	100%	プラスチック資源循環戦略
プラスチックの再生利用(再生素材の利用)	—	R12	倍増	プラスチック資源循環戦略

(2) 県の目標

神奈川県は、県内の廃棄物施策を推進するため、平成14年3月に「神奈川県廃棄物処理計画」を策定しましたが、循環型社会づくりに向けた方向性を端的に示すため、平成24年3月、名称を変更し、「神奈川県循環型社会づくり計画」として令和3年度までの10年間を対象とした計画としました。その後、平成29年3月に同計画を改訂しました。この計画は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う「新しい生活様式」の定着等により、今後、社会状況等が変化する可能性があることから、計画期間を令和5年度まで2年間延長し、その間は従来の施策を継続することとしています。この中で「廃棄物ゼロ社会」を目指し、次の目標を定めています。

また、平成30年9月、リサイクルされないプラスチックごみをゼロにすることを目指す「かながわプラごみゼロ宣言」を掲げました。

表25 神奈川県循環型社会づくり計画における目標

(万t)

	基準			将来推計					
	平成21年度			平成28年度			令和3年度		
	構成比	指数		構成比	指数		構成比	指数	
排出量	313	100%	100	295 (301)	100% (96)	94 (96)	278 (292)	100% (94)	89 (94)
(生活系)	240	77%	100	225 (233)	76% (77%)	94 (97)	221 (227)	79% (78%)	92 (95)
(事業系)	73	23%	100	70 (68)	24% (23%)	96 (93)	57 (65)	21% (22%)	78 (90)
再生利用量	76	25%	100	80 (85)	27% (28%)	105 (112)	86 (91)	31% (31%)	113 (119)
減量化量	207	66%	100	191 (190)	65% (63%)	92 (91)	170 (176)	61% (61%)	82 (85)
最終処分量	29	9%	100	23 (26)	8% (9%)	79 (91)	22 (25)	8% (8%)	77 (84)

※ () 内は、平成24年3月改定時の将来推計値

2 個別施策

(1) 国の施策

国は、第四次循環計画において、次の取組を実践することとしています。

- ・ 持続可能な社会づくりとの統合的取組
- ・ 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化
- ・ ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ・ 適正処理の更なる推進と環境再生
- ・ 万全な災害廃棄物処理体制の構築
- ・ 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進
- ・ 循環分野における基盤整備

また、食品ロス削減基本方針において、教育及び学習の振興、普及啓発等に取り組むこととし、さらに、プラスチック資源循環戦略を具体化するため、令和3年6月に成立したプラスチック資源循環法に基づき、プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本方針の策定、その他環境配慮設計指針など個別の措置を行うとしています。

(2) 県の施策

神奈川県は、神奈川県循環型社会づくり計画において、次の施策を推進することとしています。

また、令和2年3月には「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」を決定し、リサイクルされないプラスチックごみゼロに向けてワンウェイプラの削減、プラごみの再生利用の推進、クリーン活動の拡大等の方策を推進しています。

表 26 神奈川県循環型社会づくり計画の施策事業

大柱	中柱	小柱	概要
1.資源循環の推進	1.一般廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進	(1)生活系ごみの3Rの推進	県民一人ひとりの「ものを大切に使う」行動が促進されるよう、普及啓発に取り組むとともに、3Rを推進する事業者への支援を行います。また、市町村への情報提供・技術的支援に努めます。
		(2)事業系一般廃棄物の3Rの推進	事業系一般廃棄物について、市町村と連携しながら排出抑制や再使用、再生利用の取組を促進します。また、県自らも再生利用等を推進します。
		(3)広域的なごみ処理と各種リサイクル制度の推進	市町村の相互の連携・協力により策定された「ごみ処理広域化実施計画」の推進を図り、ごみの適正処理による環境負荷の低減及び各種リサイクル制度の推進による循環型社会づくりに向けた取組を進めます。
	2.産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の推進	(1)産業廃棄物の3Rの推進	事業者は、事業活動に伴い排出される廃棄物について、自らの責任で適正に処理しなければならないことから、廃棄物処理法に基づく政令市(横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市)と連携して、事業者による生産工程等での自主的な排出抑制や再使用、再生利用などの取組を促進します。また、太陽光発電等の成長分野に対しても3Rの取組が定着するよう、情報提供などにより事業者の取組を支援します。
		(2)建設廃棄物の3Rの推進	今後とも高い水準で排出されることが想定される建設廃棄物について、建物の長寿命化等による排出抑制や、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)等に基づく再資源化の取組を推進します。
		(3)上下水道汚泥等の3Rの推進	上水道における浄水過程で発生する汚泥や下水道における下水処理の過程で発生する汚泥等について、減量化や再生利用の取組を推進します。
	3.人材の育成と広域連携の推進等	(1)環境教育・学習及び人材育成の推進	循環型社会の実現に向け、「自ら考え、選択して行動する人」を育てるため、学校や家庭、地域における環境教育・学習を通じて環境活動を支援します。
		(2)県域を越えた広域的な取組の推進	首都圏などの廃棄物問題に対して、他の都県市と連携・協力し、廃棄物の排出抑制等などについて、広域的な取組を推進します。
		(3)環境関連技術の研究、開発の推進	再生利用技術や適正処理技術などの環境関連技術の研究、開発を推進します。

大柱	中柱	小柱	概要	
2.適正処理の推進	1.廃棄物の適正処理の推進	(1)一般廃棄物の適正処理の推進	一般廃棄物処理施設の整備、維持運営の支援などにより、一般廃棄物の適正処理を推進します。	
		(2)産業廃棄物の適正処理の推進	排出事業者及び処理業者に対し、産業廃棄物の適正な保管や処理の指導を行うとともに、関係団体と協力して、優良な廃棄物処理業者を育成・支援します。	
		(3)有害物質を含む廃棄物等の計画的な処理	アスベスト等の有害物質を含む廃棄物等の適正処理を促進するとともに、ダイオキシン類対策等で休廃止し、解体されずに残っている焼却施設の計画的な解体・撤去を推進します。	
	2.PCB廃棄物の確実な処理	(1)PCB廃棄物の確実な処理	PCB廃棄物等について、県PCB廃棄物処理計画に基づき、期限までに確実に処理を完了します。	
		3.不法投棄・不適正保管の未然防止対策の推進	(1)不法投棄を許さない地域環境づくり	不法投棄を許さない地域環境づくりをめざして、不法投棄撲滅に向けた県民、事業者、NPO等と連携・協力した取組や監視活動を行います。
			(2)産業廃棄物の不適正処理対策の推進	今後とも、高い水準で排出されることが想定される建設廃棄物等について、適正な処理を行うよう指導を徹底し、不適正処理事案に対して厳正に対応します。
	(3)不法投棄の現状回復に向けた取組		不法投棄の常習化、大規模化を防ぐため、不法投棄の原状回復を行うなど、地域の実情に応じた効果的な取組を進めます。	
	4.海岸美化等の推進	(1)海岸美化や海岸漂着物対策の推進	相模湾が国際的に注目されることも見据え、本県の美しい海の環境を守るため、神奈川県海岸漂着物対策地域計画に基づき、県、沿岸13市町及び公益財団法人かながわ海岸美化財団が連携・協力し、海岸清掃事業や美化啓発活動を推進します。	
		(2)美化キャンペーン等普及啓発の実施	住む人、訪れる人が快適に過ごせる美しい県土を守るため、多様な主体と連携した河川や丹沢大山等における美化キャンペーン及び広報活動の取組を推進します。	
	3.災害廃棄物対策			大規模災害が発生した場合、大量の廃棄物の発生が想定されることから、神奈川県災害廃棄物処理計画に基づき、平時から必要な処理体制の構築を進めるとともに、発災時には、災害廃棄物の適正処理と循環的利用を確保した上で、市町村や関係機関と連携し、円滑・迅速な処理を行います。